

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年5月31日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和3年3月8日（月）午後3時20分頃、周南市若草町の市道青山若草線の交差点において、都市整備部公園花とみどり課会計年度任用職員の運転する公用車が右折しようとした際、道路標識に接触し、当該標識及び隣接する家屋の樋を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方及び額

別紙のとおり

(3) 損害賠償の合計額

¥181,500-

2 専決処分の年月日

令和3年5月7日

(別 紙)

NO	相手方	損害賠償額	物件
1	周南市大字徳山5632番地の4 山口県警察 周南警察署 交通課交通規制係 係長 田辺 保彦	115,500円	道路標識
2	[REDACTED] [REDACTED]	66,000円	家屋の樋